

## 「ミハリン・タコじいの三原に関するイラスト」の使用要項

### (目的)

第1条 この要項は、株式会社広葉（以下「甲」という）が著作権を有する「ミハリン・タコじいの三原に関するイラスト」（以下「イラスト」という）を利用する際に必要な事項を定める。

### (イラストの管理)

第2条 イラストは、甲より依頼を受けた三原商工会議所（以下「商工会議所」という）が管理する。

### (イラストの種類と使用方法)

第3条 イラストは、次の6種類とし、原則、原画のデザイン、カラーを正確に再現して利用することができる。

- (1) ミハリンとタコじいと三原城跡
- (2) ミハリンとタコじいと佛通寺
- (3) ミハリンとタコじいと筆影山
- (4) ミハリンとタコじいとやっさ祭り
- (5) ミハリンとタコじいと浮城祭り
- (6) ミハリンとタコじいと神明市

2 イラスト使用の際には、次の事項をイラストの中に標記することとする。

但し、表示スペースを設けることが難しい場合、商工会議所と協議の上、(2) (3)は省略することができる。

- (1) ◎広葉
- (2) イラスト 樹人
- (3) プロデュース ウシロシンジ

### (使用できる期間)

第4条 イラストを使用できる期間は1年間とし、1年毎に更新書を提出することで、継続利用することができる。

### (使用届出等)

第5条 イラストを使用しようとする者は、「ミハリンとタコじいの三原に関するイラスト利用届」（別記様式）に記入するとともに必要な書類を添付して、商工会議所に届け出なければならない。なお、届出の内容に変更が生じた場合も同様とする。

2 商工会議所は、前項に規定する届出内容が以下の各号のいずれかに該当する場合には、使用を認めないものとする。

- (1) 使用する用途等が信用や品位を損ない、又は損なうおそれがある場合
- (2) 自己の商標や意匠にする等、独占的に使用する場合
- (3) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (5) その他、使用が不相当と商工会議所が認めた場合

(使用料金について)

第6条 使用者は、イラストを営利目的で使用する場合、イラストを利用した商品の売上の3%を、利用手数料として商工会議所に対し支払わなければならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合、使用料金を免除または減免する場合がある。

- (1) 甲が使用者に対し直接使用を許可した場合
- (2) 行政が営利を目的とせず利用する場合
- (3) その他、商工会議所が必要とないと認めた場合

2 使用者は、利用手数料を申込時に指定した期日毎に、商工会議所が指定する口座に振込まなければならない。なお、振込手数料は使用者が負担とする。

(使用の禁止)

第7条 商工会議所は、使用者がこの要項に違反したときは、イラストの使用の禁止を申し渡し、公開することができる。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、イラストの使用について必要な事項は、商工会議所が別に定める。

附 則 この要項は、平成27年7月1日から施行する。

平成 年 月 日

三原商工会議所 御中

ミハリンとタコじいの三原に関するイラスト利用届（利用更新届）

申請者	所在地/住所	
	事業所名・団体名	
	代表者名	印
	担当者名	
	電話	
	FAX	
	E-mail	

使用目的					
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ※使用期限は申込日から1年間とします。				
使用料振込日	毎月 / 月 日				
※商工会議所 記入欄	許可番号			受付日	平成 年 月 日
	上記申請についての使用を許可する （ 使用料金：売上の3% / 使用料を免除する ） 許可日 平成 年 月 日 三原商工会議所				

注) イラストの価値を損なう恐れのある使用については、使用をお断りすることもあります。

注) 使用期間中であっても、使用目的や使用方法が許可の範囲を逸脱する等、使用の継続が不相当と判断した場合には、使用許可を取り消す場合があります。